令和３年建築改修工事特記仕様書

特　記　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1　工事番号・名称　工事第６２号　自由の女神像階段部分補修等工事
2　工　事　場　所　おいらせ町　東下谷地　地内
3　用途地域等
　都市計画区域（⊙ 内　・　外）　用途地域（　　）
　防火地域等（・　防火　・　準防火　・　指定なし　・　２２条　）
　その他の地域・地区（　　）
4　主　要　用　途
5　敷　地　面　積　　㎡
6　工　事　の　概　要

7　別　途　工　事

8　そ　の　他

9　特記仕様書の範囲
　特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
　・構造特記仕様書　・外構工事特記仕様書　・植栽工事特記仕様書
　・躯体工事特記仕様書　・電気設備工事特記仕様書　・機械設備工事特記仕様書
　・　　・

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1．共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（平成31年版）」(以下「標準仕様書」という。）及び「建築物躯体工事共通仕様書(平成31年版)」（以下「躯体共通仕様書」という。）による。
　なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。
2．特記仕様
　1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
　2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と※印のついた場合は、共に適用する。
　3）特記事項に記載の＜　＞、（　）及び［　］内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「躯体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般共通事項 1	① 一般事項	⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ⊙ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤，擁壁，内外壁，床，建具等）を調査・記録し，報告書を監督職員に提出すること。 　調査範囲　※　図示 ・
一般共通事項	② 適用基準等	⊙ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　(平成２２年度版) ※ 工事写真の撮り方　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　(平成２４年度版) ※ 青森県営繕事業に係る電子納品ガイドライン　青森県県土整備部建築住宅課　(平成２９年４月) ※ 青森県認定リサイクル製品優先使用指針　青森県環境生活部　(平成２０年４月)
	３．概成工期	工事工期より　日前　〈1.1.2〉
	④ 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　〈1.1.4〉 　受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない
通事項	⑤ 発生材の処理等	発生材の処理　〈1.3.12〉 ・ 引渡しを要するもの（　　） ・ 特別管理産業廃棄物（　　） 　受入れ施設名・所在地(km) ・ 現場において再利用を図るもの（　　） ・ 再生資源化を図るもの

種　類	受入施設名	所在地(Km)	備　考
・ コンクリート塊			
・ アスファルトコンクリート塊			
・ 建設発生木材			
・ コンクリートから成る建設資材			
・			

・その他の廃棄物（安定型）

種　類	受入施設名	所在地(Km)	備　考

・その他の廃棄物（管理型）

種　類	受入施設名	所在地(Km)	備　考

　上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
　また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有機器　・ 有（数量は図示）　[5.4.1]
　・ 無
PCB含有シーリング材　・ 有（施工範囲は図示）　[5.4.1]
　・ 無

　PCBを含有する機器等については、飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。

アスベストの処理
　吹き付けアスベスト除去工事　・有(図示　　)　・無
　　受け入れ施設名・所在地(km)
　アスベスト含有保温材除去工事　・有(図示　　)　・無
　　受け入れ施設名・所在地(km)
　アスベスト成形板除去工事　・有(図示　　)　・無
　　受け入れ施設名・所在地(km)
ヒ素又はカドミウム含有石膏ボードの処理
　ヒ素又はカドミウムボード　・有(図示　　)　・無
　次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。
　＜対象となる石膏ボード＞
　　小名浜吉野石膏（株）　いわき工場　昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
　　日東石膏ボード（株）　八戸工場　平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
　　指定する処分場
　　【名称：　　所在地(km)　　】

⑥ 電気保安
・ 適用する　※ 適用しない　〈1.3.3〉

⑦ 事故報告　〈1.3.10〉
　工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。

⑧ 建築材料等
材料の品質等　〈1.4.2〉
※ 本工事に使用する材料は，設計図書に定める品質及び性能を有するものとし，その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
　特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又は，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。
環境への配慮　〈1.4.1〉
※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
※ ホルムアルデヒド仕様
　使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
　ホルムアルデヒド放散量　規制対象外　の場合
　　該当する建築材料
　　1）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品
　　2）建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
　　3）次の表示のあるＪＡＳ適合品
　　a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用
　　b．接着剤等不使用
　　c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
　　d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
　　e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

9．室内の空気中の化学物質濃度の測定
※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定　〈1.6.9〉〈1.5.9〉
　試料採取及び測定は，厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか，拡散方式ではサンプラー製造所の定める仕様により行う。
　測定対象物質
　　※ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ（濃度指針値　100μg/m3 ・ 0.08ppm）
　　※ ｽﾁﾚﾝ（濃度指針値　220μg/m3 ・ 0.05ppm）
　　※ ﾄﾙｴﾝ（濃度指針値　260μg/m3 ・ 0.07ppm）
　　※ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ（濃度指針値 3,800μg/m3 ・ 0.88ppm）
　　※ ｷｼﾚﾝ（濃度指針値　200μg/m3 ・ 0.05ppm）

　測定する室等：（　　）

　採取方法：吸引方式又は拡散方式とし，拡散方式では８時間採取する。

　測定結果等報告書の提出
　　次の事項を記載した報告書を２部提出する。
　　・測定結果
　　・試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内），天候，風の状況，日射進入状況，測定年月日・時間，窓の開閉状況，機械換気量，工事完成時から測定日までの日数）
　　・試料採取方法，測定方法，使用した測定機器

　測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は，引渡は受けない。

・ 総揮発性有機化合物の測定
　測定方法，測定物質及び測定か所等については，この仕様書の末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。

※ 室内ＶＯＣ濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については，施設管理者に依頼する。

10．特別な材料の工法
　「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

11．建築基準法による風圧力等の指定　〈3.5.4〉〈3.9.3〉〈5.10～12.2〉〈5.13.5〉(13.2.3)(13.3.3)

適用工事	建築基準法の指定
・ 合成高分子系ルーフィングシート ・ アルミニウム笠木　・ 金属板屋根葺 ・ 折板屋根葺　・ ガラスブロック ・ 重量シャッター　・ 軽量シャッター ・ オーバーヘッドドア	風速(V0)　※３０　・ 地表面粗度区分　・Ⅱ　・Ⅲ 多雪地域の指定　・有　・無

12．設計ＧＬ
※ 図　示　・ 現状平均地盤高

⑬ 施工調査　〈1.5.2〉
施工数量調査

調査項目	調査範囲	調査方法	成果品

・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。　〈1.5.3〉

⑭ 技能士
・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。　〈1.6.2〉
※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。
・ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

工事種目	技能検定職種（技能検定作業）
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て
仮設工事	・とび（とび作業）
防水改修工事	・防水施工（・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄｰｰ防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業　）
外壁改修工事	・左官（左官作業）　・タイル張り（タイル張り作業） ・樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業） ・塗装（建築塗装作業）
建具改修工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）
内装改修工事	・内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上工事作業 ・木質系床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業 ・鋼製下地工事作業　）
	・表装（壁装作業）　・建築大工（大工工事作業）
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工（鉄筋組立作業） ・型枠施工（型枠工事作業）　・とび(とび作業) ・コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALｸﾊﾟﾈﾙ・鉄筋補強セメント塗工事	・ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） ・ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
石工事	・石材施工（石張り作業）
排水工事	・配管（建築配管作業）
舗装工事	・路面標示施工（・溶融ﾍﾞｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾞｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業　）
植栽工事	・造園（造園工事作業）
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき（かわらぶき作業）

⑮ 完成図等
１．完成時の提出図書

提出図書等		部数	備考
完成写真（改修工事の場合は、施工前を左、完成写真を右に入れる）		※　１部	
工事写真		１部	※ＣＤ納品
完成図	※Ａ３	※　２部	
	※Ａ４版二つ折り製本		
	・高意匠仕上文字入製本（折りたたみ→Ａ４）	・　部	
	※CADによるDXF(P21)形式、オリジナル形式及びPDF形式(全ての図面及び特記仕様書を１つのPDFファイルにまとめCORINSのPDFファイルフォルダに格納)	１部	※ＣＤ納品
施工計画書（工事施工に監督職員の承諾を受けたものをとりまとめたもの）		１部	
承認図		１部	
施工図		１部	
保全に関する資料(様仕(1.7.3)(a)に示す内容)		※　１部	
工事関係資料		１部	※一部ＣＤ納品
その他監督職員が指示する書類		監督職員の指示による	

2．電子納品は「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。
3．提出図書等は、イージーキャビネットＡ４判外箱付き(ESC-101 W365×H290×D450 同等品)に納めて納入すること。また、外装に工事番号及び工事名を記入すること。
4．貸与されたCADデータは本工事における施工図及び竣工図の作成のため以外に使用しないこと。

16．設備工事との取合い
施工範囲　各工事の区分表による。
施工図　設備機器の位置，取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

⑰ 火災保険等
工事目的物及び工事材料等について，次により保険に付す。
保険の種類　※　火災保険　※　建設工事保険　・
保険期間　※　工事着手から工事目的物引き渡しまで　・

2 仮設工事
1．仮囲い　※ 設ける　・ 設けない
　仮囲いの位置及び延長は図示による。
　・シートゲート（H=　，W=　）×　箇所
2．配置する（　日 × 人 ＝　人日）　※ 配置しない
3．揚重機械器具
・ トラッククレーン（ t吊り）×　日
・ （ t吊り）×　日
④ 工事表示板　※ 設置する（設置枚数　１枚）　・ 設置しない

⑤ 足場等
外部足場　・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲　・　　）　〈2.2.1〉〈表2.2.1〉
　・設置しない
防護シート　・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲　・　　）
　・設置しない
内部足場　・設置する（・　　※脚立，足場板等）
　・設置しない
・材料，撤去材等の運搬方法
　種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
　　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　）
　　Ｄ種：利用可能な階段（　　）
　足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。

⑥ 養生
家具の移動　・ 行う(図示)　・ 行わない　〈2.3.1〉
既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管
　・ 行う　・ 行わない
　養生の方法
　保管場所

⑦ 仮設間仕切り
・ 設ける(図示)　〈2.3.2〉〈表2.3.1〉
　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種

⑧ 監督職員事務所
※ 設けない（請負者事務所に打合せ会議室を確保する）　〈2.4.1〉
・ 設ける（規模　　㎡程度　請負者事務所と同様　・可　・否）
　備品（

⑨ 工事用水　構内既存の施設　・ 利用できる（※有償　・無償）　※ 利用できない

⑩ 工事用電力　構内既存の施設　・ 利用できる（※有償　・無償）　※ 利用できない
　※ 溶接などの消費電力の大きな機器を除く

⑪ 工事用通路　※ 指定しない　・ 指定する（図示）

12．その他の仮設
・

3 防水改修工事
1．アスファルト防水

改修工法の種別		〈3.1.4〉〈3.3.3〉〈表3.1.1〉〈表3.3.3～1〉
新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所
・		
・		
・Ｅ－１		屋内（便所・浴室）

アスファルトの種類　JIS K2207のJIS表示認証製品　※３種　〈3.2.2〉
脱気装置　・ 設ける　・ 設けない　〈3.3.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

2．伸縮調整目地　〈3.3.2〉〈3.3.5〉
※ 成型伸縮目地（天端　ＥＰＴゴム、サイド　ブチルゴム製）

3．改質アスファルトシート防水

改修工法の種別		〈3.1.4〉〈3.4.3〉〈表3.1.1〉〈表3.4.1～3〉
新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・ＡＳ－Ｔ			※ カラー
・ＡＳ－Ｊ			・ シルバー
・ＡＳＩ－			

脱気装置　・ 設ける　・ 設けない　〈3.4.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

4．合成高分子系ルーフィングシート防水

改修工法の種別		〈3.4.4〉〈3.5.3〉〈表3.1.1〉〈表3.5.1～2〉
新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・Ｓ－Ｆ			※ カラー
・Ｓ－Ｍ			・ シルバー
・ＳＩ－			

脱気装置　・ 設ける　・ 設けない　〈3.5.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

5．塗膜防水

改修工法の種別		〈3.1.4〉〈3.6.3〉〈表3.1.1〉〈表3.6.1～2〉
新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・Ｘ－１			※ カラー
・Ｘ－２			・ シルバー
・Ｙ－２			

脱気装置　・ 設ける　・ 設けない　〈3.6.3〉
　種　類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型
　施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

6．シーリング材料の種別及び施工箇所　〈3.7.2〉〈表3.7.1〉
※ 被着体に応じたものとし、〈表3.7.1〉を標準とする。
・〈表3.7.1〉によらない箇所及びシーリング材料

〈表3.7.1〉によらない箇所	シーリング材料
・カーテンウオール	
・	

7．シーリング改修工法

改修工法の種別	〈3.1.4〉〈3.7.4～8〉〈表3.1.2〉
改修工法の種類	施工箇所
・ シーリング充てん工法	
・ シーリング再充てん工法	
・ 拡幅シーリング充てん工法	
・ ブリッジ工法（　　）	
・	

8．とい　〈3.8.2〉〈表3.8.1〉〈表3.8.2～3〉

材種	防露
・ 配管用鋼管（ＳＧＰ）	※ 〈表3.8.3～4)により行う
・ 硬質塩化ビニル管（ＶＰ）	
・	

特記無き限り既存のとい受け金物を使用する。
鋼管製といの防露巻き　〈3.8.3〉〈表3.8.4〉
※ 〈表3.8.4〉による。　・

設計年月日	調査	設計	工事名称　工事第６２号　自由の女神像階段部分補修等工事	全葉	図面No
			図面名称　特記仕様書（I）　Scale		

3 防水改修工事

9. ルーフドレン　※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する　<3.8.3>

10. アルミニウム製笠木
部材の種類　<3.9.2><表3.9.1>
・押出　２５０形　・押出　３００形　・押出　３５０形
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
付属部品の材料、角各部並びに突当り部等の役物は、笠木本体製作所の仕様による。
表面処理　<3.9.2><表5.2.2>
※　ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種

11. 防水保証
アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、メーカー・施工業者との連名の上、保証書を提出する。
塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水については、メーカー、施工業者が通常定めている期間とし、保証書を作成し提出する。

4 外壁改修工事

1. ひび割れ部改修

・コンクリート打放し仕上げ　<4.2.2><4.3.4～6>

工法	材料	ひび割れの幅(mm)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	０.２未満	
※ 樹脂注入工法	・低粘度エポキシ樹脂 ・高粘度エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
※ Ｕカットシール材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
	・シーリング材ＰＵ－２ ・可とう性エポキシ樹脂	１.０～１.５未満 １.５～２.０未満 ～　未満	

・モルタル塗り仕上げ　<4.2.2><4.4.5～7>

工法	材料	ひび割れの幅(mm)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	０.２未満	
※ 樹脂注入工法	・低粘度エポキシ樹脂 ・高粘度エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
※ Ｕカットシール材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
	・シーリング材ＰＵ－２ ・可とう性エポキシ樹脂	１.０～１.５未満 １.５～２.０未満 ～　未満	

・タイル張り仕上げ　<4.2.2><4.5.5～8><4.5.16>

工法	材料	ひび割れの幅(mm)	延べ長さ(m)
※ 樹脂注入工法	・低粘度エポキシ樹脂 ・高粘度エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
※ タイル貼り除去後 ・Ｕカットシール材充てん工法 ・樹脂注入工法の上タイル張替え工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０.２～０.３未満 ０.３～０.５未満 ０.５～１.０未満	
	・シーリング材ＰＵ－２ ・可とう性エポキシ樹脂	１.０～１.５未満 １.５～２.０未満 ～　未満	
・タイル部分張替え工法	・ポリマーセメントモルタル		
・目地ひび割れ改修工法	※ 既調合目地材		

・樹脂注入工法　<4.3.4>

ひび割れの幅 (mm)	０.２～０.３未満	０.３～０.５未満	０.５～１.０以下
注入孔の間隔 (mm)	２００程度	３００程度	３００程度
注入量 (cc/m)			

コアの抜取り検査　・行う　※　行わない　<4.3.4>

2. 欠損部改修

・コンクリート打放し仕上げ　<4.2.2><4.3.7>

工法	材料	平均深さ(mm)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	・エポキシ樹脂モルタル	２０～３０未満	
		３０～４０未満	
	・ポリマーセメントモルタル	５～１０未満	
		１０～１５未満	
		１５～２０未満	

・モルタル塗り仕上げ　<4.2.2><4.4.8～9>

工法	材料	平均深さ(mm)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	・エポキシ樹脂モルタル	２０～３０未満	
		３０～４０未満	
	・ポリマーセメントモルタル	５～１０未満	
		１０～１５未満	
		１５～２０未満	
・モルタル塗替え工法	・<表4.4.1>による	２０程度 ﾗｽﾄ地２５程度	
	・ポリマーセメントモルタル		

・タイル張り仕上げ　<4.2.2><4.5.7～8>

工法	材料	平均深さ(mm)	延べ面積(㎡)
※ タイル部分張替え工法	・ポリマーセメントモルタル	１０～１５未満	
		１５～２０未満 ～	
・タイル張替え工法			

3. 浮き部改修

・モルタル塗り仕上げ　<4.4.4><4.4.8～15>

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(mm)	アンカーピン(本/㎡) 一般部	アンカーピン(本/㎡) 指定部	注入口(箇/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 指定部	延べ面積(㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 指定部
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ・ ※25 ・		― ― ―		― ― ―	
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ・ ※20 ・		※12 ・ ※20 ・		― ― ―	
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※13 ・ ※20 ・		※12 ・ ※20 ・		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ・ ※16 ・		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※ 9 ・ ※16 ・		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―	
・充てん工法	0.25未満		― ― ―		― ― ―		― ― ―	
・モルタル塗替え工法			― ― ―		― ― ―		― ― ―	

・タイル張り仕上げ　<4.5.4><4.5.7～15>

工法	1箇所の面積(㎡)	浮き代(mm)	アンカーピン(本/㎡) 一般部	アンカーピン(本/㎡) 指定部	注入口(箇/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 指定部	延べ面積(㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 指定部
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※16 ・ ※25 ・		― ― ―		― ― ―	
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※13 ・ ※20 ・		※12 ・ ※20 ・		― ― ―	
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※13 ・ ※20 ・		※12 ・ ※20 ・		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25未満		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25以上	1.0以下	※ 9 ・ ※16 ・		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―	
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25以上	1.0を越える	※ 9 ・ ※16 ・		※ 9 ・ ※16 ・		― ― ―	
・タイル部分張替え工法	0.25未満		― ― ―		― ― ―		― ― ―	
・タイル張替え工法			― ― ―		― ― ―		― ― ―	

アンカーピンの材質　<4.2.2>
※　<4.2.2(5)(6)>による。
アンカーピン固定用エポキシ樹脂　<4.2.2>
※　JIS A6024のJIS表示認証製品　※硬質　高粘度形
注入用エポキシ樹脂
※　JIS A6024のJIS表示認証製品

4. タイル張り

タイルの種類　JIS A 5209のJIS表示認証製品　<4.2.2><4.5.8>

施工箇所	形状寸法(mm)	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 注文	再生材利用タイル	備考
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	

※セメントモルタルによるタイル張替え工法
<表4.5.4>により、小口タイル以上二丁掛け以下は密着張りとする。
・有機系接着剤によるタイル張替え工法　<表4.5.5>による。

5. 塗り仕上げ外壁

・仕上塗材　<4.1.5><4.2.2><表4.2.4～5>

規格名称	種類(呼び名)	仕上の形状	工法	上塗り材
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材E ・	・砂壁状 ・	・吹付け ・ローラー	
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材C ・外装厚塗材E ・	・	※吹付け ・こて	
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ※複層塗材E ・複層塗材RS ・複層塗材RE ・複層塗材Si ・防水形 複層塗材E ・防水形 複層塗材RS ・	・ゆず肌 ・凸部処理 ・凸凹模様	・吹付け ・ローラー	溶剤 ※水系　・溶剤系 ・弱溶剤系 外観 ※つやあり ・メタリック 樹脂 ※アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ※アクリル シリコン系 (可とう形改修用塗材の場合) ・フッ素系
※可とう形改修用仕上塗材	※可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	※ゆず肌 ・さざ波	※吹付け ・ローラー	
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材	・砂壁状 ・平たん状	・吹付け ・こて塗り	

仕上塗材の耐候性　※　耐候形１種　(可とう形改修塗材の場合)
・　耐候形２種
※　耐候形３種　(可とう形改修塗材以外の場合)

6. 外壁用塗膜防水材塗り

<4.1.5><4.2.2><4.8.2><表4.2.6>

外壁用塗膜防水塗り
仕上げの形状　・　工法・
外壁用仕上塗材の耐候性　・
※JIS A 6909の耐候性1種相当
下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
吹付け工法の模様材の種類　・
・所要量　(kg/㎡)
外壁用仕上塗材の種類　・
・
・所要量　(kg/㎡)

コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による

モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による

既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書４章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による

7. 壁仕上げ既存塗膜等の除去及び下地処理

<4.6.3>

塗膜の劣化部の除去工法	処理範囲
・サンダー工法 ※　高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ・水洗い工法	※　既存仕上面全体 ・　図示

5 建具改修工事

1. 一般事項

改修工法　<5.1.4>
・かぶせ工法　・撤去工法
新規建具周囲の補修方法及び範囲は図示による。

見本の作成等　<5.1.5>
製作　※　行わない　・行う（建具表による）
仮組　※　行わない　・行う（建具表による）

防犯建物部品　※　使用しない　・使用する（建具表による）　<5.1.7>

2. アルミニウム製建具

外部に面する建具　<5.2.2><5.2.4><表5.2.1>

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－３	Ｗ－４	７０（引違い、片引き、上げ下げ窓で複層ガラスを使用する時に性能が確保できない場合は、１００）
・Ｂ種	Ｓ－５			
・Ｃ種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	※１００　・

※　適用箇所は図示による

表面処理		
外部に面する建具	※　ＢＢ－１種	・ＢＢ－２種
内部建具	※　ＢＣ－１種	・ＢＣ－２種

ＢＢ－２種，ＢＣ－２種の場合　・ブロンズカラー（※標準色　・濃色）
・ステンカラー

防音ドア，防音サッシ　・適用する（適用範囲は図示による）
※　適用しない
適用する場合の遮音性の等級　・Ｔ－１　・Ｔ－２　・Ｔ－３

断熱ドア，断熱サッシ　・適用する（適用範囲は図示による）
※　適用しない
適用する場合の断熱性の等級　・Ｈ－２　・Ｈ－３

耐震ドア，耐震サッシ　・適用する（適用範囲は図示による）
※　適用しない
適用する場合の面内変形追随性の等級　・Ｄ－１　・Ｄ－２

使用方法による区分　※外面納まりの可動式　<5.2.3>
・内部納まりの開き式

防虫網（線径0.25mm　網目16～18メッシュ）
・ガラス繊維入り合成樹脂　・ｽﾃﾝﾚｽ(SUS 316)　※合成樹脂

防鳥網　※ステンレス（SUS304）線径1.5mm　ピッチ15mm

3. 網戸

4. 樹脂製建具

外部に面する建具性能等級等　<5.3.2><表5.3.1>

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法(mm)
・Ａ種	Ｓ－４	Ａ－４	Ｗ－４	※建具表による
・Ｂ種	Ｓ－５		Ｗ－５	
・Ｃ種	Ｓ－６			

※　適用箇所は図示による

防音ドア，防音サッシ　<表5.3.2>
・適用する（適用範囲は図示による）　※　適用しない
適用する場合の遮音性の等級　・Ｔ－Ａ種　・Ｔ－Ｂ種

断熱ドア，断熱サッシ　<表5.3.3>
・適用する（適用範囲は図示による）　※　適用しない
適用する場合の断熱性の等級　・Ｈ－Ａ種　・Ｈ－Ｂ種　・Ｈ－Ｃ種

表面色　<5.3.4>
・標準色（白）　・特注色（・黒　・ブラウン　・シルバー）

5. 鋼製建具

簡易気密型ドアセット　<5.4.2><5.4.4><表5.4.1><表5.4.2>
※　使用する（適用範囲は図示とする）
気密性　※　Ａ－３　・
水密性　※　Ｗ－１　・
・　使用しない

外部に面する建具の耐風圧性　※　Ｓ－４　・Ｓ－５

建具寸法が<5.4.4(1)>を超える又は図示された建具に使用する鋼板類の厚さ

区分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	枠，方立，無目	<表5.4.2>に同じ
出入口	枠類	一般部分	2.3
	戸	中骨	2.3
上記以外			<表5.4.2>に同じ

標準型鋼製建具　※　使用する　・　使用しない　<5.4.6>

6. 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット　<5.5.2～4><表5.5.1>
※　使用する（適用箇所は図示による）
気密性　※　Ａ－３　・
・　使用しない

戸の鋼板　※　亜鉛めっき鋼板　・ピニル被覆鋼板　・カラー鋼板

標準型鋼製軽量建具　※　使用する　・　使用しない　<5.5.6>

標準型鋼製軽量建具の小窓枠，がらり　※　鋼製　・　アルミ製

7. ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット　<5.6.2>
※　使用する（適用範囲は図示とする）
気密性　※　Ａ－３　・
水密性　※　Ｗ－１　・
・　使用しない

外部に面する建具の耐風圧性　※　Ｓ－４　・Ｓ－５

表面処理　※　ＨＬ　・　<5.6.4>
鋼板の曲げ加工　※　普通曲げ　・かど出し曲げ　<5.6.5>

8. 木製建具

<16.7.2～4>
建具材の加工、組立時の含水率　・Ａ種　※　Ｂ種　・Ｃ種
かまち戸の樹種　かまちは杉上小節程度　桟，鏡板は杉無節程度
ふすまの上張り　※　新鳥の子程度又はビニル紙程度
ふすまの種類　※　戸ぶすま 工法（・　在来型　・　チップ型）

9. 建具用金物

<5.7.2><表5.7.1>

金物の種類	型式	製造所
シリンダー箱錠		
本締り付きモノロック		
レバーハンドル	レバー長さ　L=130程度	錠前類と同一製造所
モノロック		
シリンダー本締り錠		
グレモン錠		
ドアクローザー		
フロアヒンジ		
ヒンジクローザー	ピボット形	
ピボットヒンジ		JIS表示認証製品
戸あたり	あおり止め付き	

標準型鋼製建具及び標準型軽量鋼製建具（準標準型共）のドアクローザー、シリンダー箱錠は公共工事標準型とする。
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント取付位置は、建具表による。

マスターキーの製作　・要　・不要　<5.7.4>
・不要（既存マスターキーで施解錠可能とする。）

10. 自動ドア開閉装置

性能　・引き戸用駆動装置　<5.8.2><表5.8.1～2>
・多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置

引き戸用検出装置の種類　・光線式（反射）センサー　<5.8.3><表5.8.4>
・タッチスイッチ
・
※　多機能トイレ出入口に設置される引き戸用開閉装置は、補助センサー併用とする

凍結防止装置　・要　※　不要
全半開装置　※　設ける（半開幅＝　　）
・　設けない

11. 重量シャッター

<5.10.2><表5.10.1>

種類	シャッターケース	耐風圧強度	開閉方式	保護装置
・管理用シャッター	※　設ける ・　設けない	建具表及び図示による	※　上部電動式(手動併用) ・　上部手動式	障害物感知装置(自動閉鎖型)を設ける。
・防火シャッター ・外壁用 ・屋内用	※　設ける ・		※　上部電動式(手動併用)	
・防煙シャッター				

スラット及びシャッターケース用鋼板　<5.10.3>
※溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)
・塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)

12. 軽量シャッター

<5.11.2～4><表5.11.1>

開閉形式	シャッターケース	耐風圧強度	スラットの形状	保護装置
※　手動式 ・　上部電動式(手動併用)	※　設ける ・　設けない	建具表及び図示による	※　インターロッキング型 ※　オーバーラッピング型	障害物感知装置(自動閉鎖型)を設ける

スラットの材質　<5.11.3>
※塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312)
・塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322)

13. オーバーヘッドドア

<5.12.2～3>

材質	開閉方式	収納形式	耐風圧性能	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※　バランス式 ・　チェーン式 ・　電動式	※　スタンダード形 ・　ローヘッド形 ・　ハイリフト形 ・　バーチカル形	・　５０ ・　７５ ・１００ ・１２５ (JIS A4715による強さの区分)	※　溶融亜鉛メッキ鋼板 ・　ステンレス鋼板

保護装置
障害物感知装置　※　設ける　・　設けない

14. ガラス

<5.13.2><5.13.3>
※　外部の建具に使用するガラスは、建築基準法に基づく耐風圧性能を有すること。
※　ガラスの材料、厚さ、それぞれの種類等は建具表及び図示による。
合わせガラスの特性
・Ⅰ類　・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類　・Ⅲ類

宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号
電話 022-211-326（　　班）
FAX 022-211-3190
宮城県土木部営繕課

設計年月日	調査	設計	工事名称	全葉	図面 No
			図面名称　Scale 特記仕様書 (2)		

5 建具改修工事

強化ガラスの特性
- Ⅰ類　・Ⅲ類

熱線吸収板ガラス
- 性能　・１種　・２種
- 色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ

複層ガラス　・Ｔ１　・Ｔ２　・Ｔ３
断熱性　・Ｔ４　・Ｔ５

日射取得性、日射遮蔽性　・Ｇ　・Ｓ
針入の加速耐久性による区分　※Ⅲ類

熱線反射ガラス
- 日射遮へい性　・１種　・２種　・３種
- 耐久性　・Ａ類　Ｂ類
- 色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ
- ・シルバー

反射皮膜　・内側　・外側
映像調整　・行う　・行わない

ガラスの留め材
※　シーリング
・　ガスケット（可動アルミ製建具及び樹脂製建具に限る）
防火戸のガラスの留め材は建築基準法の認定を受けたシーリング材とする。
ガラスの溝の大きさ
・図示　・建具の製造所の仕様による
複層ガラスの保証期間は引き渡し日から１０年間とし、メーカー保証書を提出する。

15. ガラスブロック（中空）　<5.13.5>

表面形状（JIS A5212）	モジュール呼び寸法による区分（長さ×高さ）		厚さによる区分
正方形	・１２５×１２５	・１６０×１６０	・８０
	・２００×２００	・３２０×３２０	・９５
長方形	・２５０×１２５	・３２０×１６０	・１２５

品質等

ガラスの種別	柄	目地色	金属枠	耐火性能
・一般ガラス	・無	・白	・アルミニウム製（表面処理　　）	・規定しない
・乳白ガラス	・有	・グレー	・ステンレス製（表面仕上　　）	・有（　　分間）
・カラーガラス				
・熱線反射ガラス				

6 内装改修工事

1. 改修範囲　<6.1.3>
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
※　壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・　図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※　壁面より両側６００mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
・　図示の範囲
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※　既存のまま
・　図示の範囲

2. 既存床の撤去・下地補修　<6.2.2(1)>
合成樹脂塗床の除去方法
・目荒工法　・機械的除去工法

3. 改修後の床の清掃範囲　<6.2.2(3)>
・当該室全体　・図示の範囲

4. 既存壁の撤去・下地補修　<6.3.2(1)>
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修方法
※　<4.4.9>による　・（　　）

5. 木　材　<6.5.1(3)>
表面仕上げの程度

表面仕上げの種別		適用箇所
機械加工	・Ａ種	
	・Ｂ種	
	・Ｃ種	
手加工	・Ｈ－Ａ種	
	・Ｈ－Ｂ種	
	・Ｈ－Ｃ種	

含水率　下地材　※　Ａ種　・Ｂ種　<6.5.2(1)><表6.5.3>
造作材　※　Ａ種　・Ｂ種
造作材の材面の品質　※　Ａ種　・Ｂ種　<6.5.2(2)><表6.5.4>

6. 集成材　<6.5.2>
造作用集成材は<6.5.2(2)>による

見付け材面等級	ＪＡＳによる集成材	その他
	※　１等　・２等	※　ＪＡＳ集成材１等同等
単材の樹種		
単材の厚さ（mm）	１０～１５	１０～１５

7. 床張り用合板　(12.2.1)
下地用合板
※　JASの構造用合板　特類　２等以上　C－D以上
・（　　）

8. 防腐・防蟻・防虫処理　<6.5.5>
薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理
適用部材（　　）　保存処理性能区分　・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４
薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行う。
防虫処理
ラワン材　保存処理性能区分　※Ｋ１

9. 軽量鉄骨天井下地材
野縁などの種類　<6.6.2><表6.6.1>
屋内　※　１９型　・　２５型（室名：　　）
屋外　・　１９型　※　２５型　<6.6.4(1)>
インサート
・　既存インサートを使用する　・　あと施工アンカーを設ける
あと施工アンカーの確認試験　<6.6.4(1)>
・　行う　※　行わない
耐震性を考慮した補強　<6.6.4(10)>
※　行わない　・　行う（補強方法と補強箇所は図示による）
耐風圧性を考慮した補強（ピロティ、屋外軒天井等）　<6.6.4(11)>
※　行わない　・　行う（補強方法と補強箇所は図示による）

6 内装改修工事

10. 軽量鉄骨壁下地材
スタッド，ランナーなどの種類は<表6.7.1>による。　<6.7.3><表6.7.1>

11. 体育館の鋼製床下地
※　JIS A 6519のJIS表示認証製品

12. ビニル床シート張り　<6.8.2><6.8.3>
JIS A5705のJIS表示認証製品

種類	記号	色柄	厚さ(mm)	特殊機能	工法
※　発泡層のないもの	※ＦＳ	※無地	※　２．０	・帯電防止	※熱溶接
	・ＴＳ	・マーブル	・　２．５	・耐動荷重	・突付け
・　発泡層のあるもの	・ＨＳ	・	・	・	・
	・ＫＳ				

目地処理する場合の工法　・熱溶接工法

13. ビニル床タイル張り　<6.8.2>
JIS A5705のJIS表示認証製品

種類	記号	寸法	厚さ(mm)	特殊機能
※　コンポジションビニル床タイル	※　ＫＴ	※　３００×３００	※　２．０	・帯電防止
・		・	・	・耐動荷重
・ホモジニアスビニル床タイル	・　ＦＴ	・　３００×３００	・　２．０	・帯電防止
		・　４５０×４５０	・	・耐動荷重

目地処理する場合の工法　・熱溶接工法

14. ビニル床タイル・ビニル床シートの特殊機能　<6.8.2>
帯電防止
・　帯電防止性能評価（JIS A 1455）1.2～3.1程度
又は耐電圧（JIS L 1023）3kV以下
・　帯電防止性能評価（JIS A 1455）3.2～5.1程度
又は漏えい抵抗値（JIS A 1454）1×10^10オーム未満
・　帯電防止性能評価（JIS A 1455）5.2以上
又は漏えい抵抗値（JIS A 1454）1×10^7オーム未満
耐動荷重
JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、層間剥離強度試験（発泡層のあるビニルシートのみ）およびキャスター性試験等の試験後異常がないこと。

15. 視覚障害者用床タイル　<6.8.2>

材質		寸法（mm）
・　塩化ビニル系	・　せっ器質タイル系	３００×３００

16. ビニル幅木　<6.8.2>
材種　※　軟質　・硬質　・溶接
高さ（mm）　・６０　※　７５　・１００
厚さ（mm）　・１．５　※　２．０

17. カーペット敷き　<6.9.2～3><表6.9.2>
・　タフテッドカーペット

施工箇所	パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	品質	帯電性
	・	・	※全面接着工法		・<6.9.2(2)>による
			・グリッパー工法		

・　タイルカーペット　<6.9.2～3><表6.9.1>

施工箇所	種類	パイル形状	寸法	総厚さ	帯電性
	※第１種・第２種	※ループパイル・カットパイル	※500×500・	※　６．５・	製造所の仕様による

18. 合成樹脂塗床
材料の種類　<6.10.2>
・　厚膜型塗床材
・　弾性ウレタン樹脂系塗床材
・　エポキシ樹脂系塗床材
・　薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床材）
仕上の種類　<6.10.3>
・　平滑仕上げ　・　防滑仕上げ

19. フローリング張り
・単層フローリング　<6.11.2～6><表6.11.1～6>

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	塗装
・　フローリングボード１等	※なら・	※１５幅　７５・長さ400以上	・釘止め工法・接着工法	※ウレタン樹脂ワニス塗り・オイルステン塗りの上ワックス塗・生地のままワックス・既塗装品
・　フローリングブロック１等	※なら・	※１５（３０３×３０３）・	・接着工法	

・複合フローリング

種別	樹種	種別	防湿処理	工法	塗装
・　複合フローリング	※なら・さくら・ひのき・	・Ａ種・Ｂ種※Ｃ種	・行う・※行わない	・釘止め工法・接着工法	※ウレタン樹脂ワニス塗り・オイルステン塗りの上ワックス塗り・生地のまま・既塗装品
・　大型積層フローリング	・なら・さくら・	・	・行う・行わない	・特殊張り工法（体育館床）	・ワックス塗り

20. 畳敷き　<6.12.2><表6.12.1>
畳の種別　・　Ａ種　・　Ｂ種
※　Ｃ種　・　Ｄ種（　　）

21. 石こうボード その他ボード張り　<6.13.2～3><表6.13.1><表6.13.5>

種類又は記号	種別など	厚さ(mm)		規格番号
けい酸カルシウム板（繊維強化セメント板）0.8ＦＫ又は1.0ＦＫ		壁	・　８（不燃）・　１０（不燃）・　１２（不燃）	JIS A 5430（タイプ2）
		天井	・　６（不燃）・　１２（不燃）	
グラスウール吸音ボード（吸音材料）ＧＷ－Ｂ	ガラスクロス（JIS A 3414 EP18程度）顔縁張り品		２５（不燃）	JIS A 6301（32K）
ロックウール化粧吸音板（吸音材料）ＤＲ	※内部用・軒天用	普通	※　９（不燃）・　１２（不燃）	JIS A 6301
		立体模様	・　１２（不燃）・　１５（不燃）・　１９（不燃）	

6 内装改修工事

せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｒ		壁	・９.５(準不燃)※１２.５(不燃)・　１５(不燃)	JIS A 6901
		天井	・９.５(準不燃)※１２.５(不燃)	
シージングせっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｓ		壁	１２.５(準不燃)	JIS A 6901
		天井	・９.５(準不燃)※１２.５(準不燃)	
不燃積層せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－ＮＣ	トラバーチン模様色　※白・黄		９.５(不燃)	JIS A 6901
化粧せっこうボード（せっこうボード製品）ＧＢ－Ｄ	木目模様	壁	・９.５(準不燃)※１２.５(不燃)	JIS A 6901
	木目模様（裏桟付き）特殊模様	天井	・９.５(準不燃)※１２.５(不燃)	

せっこうボードの目地処理　・継目処理工法　※　突き付けＶ目地工法
・　突き付け工法　・　目透し工法

22. 遮音シール材
・アクリル系シーリング材※　ジョイントコンパウンド　<6.13.2>

23. 壁紙張り　<6.14.2>

施工箇所	品質	防火性別
		・不燃・準不燃・その他
		・不燃・準不燃・その他
		・不燃・準不燃・その他
		・不燃・準不燃・その他

24. タイル張り　<6.16.3>
タイルの種類　JIS A 5209のJIS表示認証製品

施工箇所	形状寸法(mm)	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 注文	再生材利用タイル	備考
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	

内装タイルの工法　<6.16.3～4>
・　改良積上げ張り　施工箇所（　　）
・　接着剤張り　施工箇所（　　）

25. セルフレベリング材塗り
種別　・　石こう系　・　セメント系　<6.17.2～3>
塗厚　※　10mm　・

7 塗装改修工事

1. 防火材料　<7.1.3>
※　屋内の壁及び天井の仕上げは、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする。
・　次の箇所を除き防火材料とする。　（　　）

2. 錆止め塗料塗り　<7.3.2～3><表7.2.2～3><表7.3.1～4>

下地	種別	下地調整	塗装種別	塗料種別
鉄鋼面	新規	※RA種・RB種・RC種	※A種（見え掛かり）※B種（見え隠れ）	※A種※B種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種・B種・※C種	<9節の場合>
亜鉛めっき鋼面	新規建具	・RA種・RB種※RC種	※A種・B種・C種	※A種・B種
	新規	※RA種・RB種・RC種	・A種・B種・※C種	※C種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種・B種・※C種	<9節の場合>

3. 合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ）　<7.2.2～4><7.4.2～6><表7.2.1～3><表7.4.1～3>

下地	種別	下地調整	塗装種別	塗料種別
木部	新規	※RA種※RB種・RC種	※A種（外部）※B種（内部）・C種	※1種・2種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種※B種・C種	
鉄鋼面	新規	※RA種・RB種・RC種	・A種※B種・C種	※1種・2種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種※B種・C種	
亜鉛めっき鋼面	建具塗替	・RA種※RB種・RC種	※A種・B種・C種	※1種
	新規	※RA種・RB種・RC種	・A種※B種・C種	・2種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種※B種・C種	

4. 合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）　<7.2.5～7><7.10.2><表7.2.4～7><表7.10.1>

下地	種別	下地調整	塗装種別	塗料種別
コンクリート面	新規	※RA種・RB種・RC種	※A種・B種・C種	※1種
	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種※B種・C種	
ＡＬＣパネル面／押出成形セメント板面	新規	・RA種※RB種・RC種	※A種・B種・C種	※1種
モルタル面	新規	・RA種※RB種・RC種	※A種・B種・C種	※1種
プラスター面	塗替え	・RA種※RB種・RC種	・A種※B種・C種	
石こうボード	新規	※RA種・RB種・RC種	※A種・B種・C種	※1種
その他のボード等の面	塗替え	※RA種(継目処理工法)※RB種(その他)・RC種	・A種※B種・C種	

8-1 鉄筋工事（耐震改修工事）

1. 鉄筋の種類　<8.2.1><表8.2.1>

規格名称	種類の記号	径(mm)
鉄筋コンクリート用棒鋼	※　ＳＤ２９５Ａ	※　Ｄ１６以下　・
	※　ＳＤ３４５	※　Ｄ１９以上　・

2. 溶接金網
※　JIS G 3551のJIS表示認証製品　<8.2.2>
線径(mm)　6.0　×　網目(mm)　100
使用箇所（　　）

3. 鉄筋の継手
径 19 mm 以上　※　ガス圧接　・　重ね継手　<8.3.4>

4. 柱の帯筋
・図示

5. 圧接完了後の抜取試験
試験方法　※　超音波探傷試験　・　引張り試験　<8.3.8>

8-2 耐震改修工事（コンクリート工事）

1. 設計基準強度　<8.1.2>
普通コンクリート（N/mm2）

設計基準強度	適用箇所
※　２１	

2. レディーミクストコンクリート
類別　※　Ⅰ類　・　Ⅱ類　<8.1.3><表8.1.1>

3. 打放し仕上げの種別　<8.1.4><表8.1.4>

種別	適用箇所
・　Ａ種	
※　Ｂ種	
・　Ｃ種	

4. セメントの種類　<8.2.5>

セメントの種類	適用範囲
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種	建物躯体（下記以外）
・高炉セメントＢ種	基礎、地中梁
・フライアッシュセメントＢ種	基礎、地中梁

5. 骨　材
使用骨材のアルカリシリカ反応による区分　<8.2.5>
※　Ａ　・　Ｂ

6. 混和材料
混和剤　※ AE剤、AE減水剤Ｉ種又は高性能ＡＥ減水剤　<8.2.5>

7. 軽量コンクリート　<8.9.1><表8.9.1>

種別	適用箇所	気乾単位容積質量(t/m3)

8. 無筋コンクリート　<8.11.1>

適用箇所

9. グラウト材
無収縮グラウト材は、製造所で調合された材料を使用する。　<8.2.12>
圧縮強度(N/m2)　：３０以上
コンシステンシーJ14：ロート値(秒)　６～１０
乾燥収縮（×１０^-4）：０

10. 柱底等の均しモルタル
無収縮モルタル材　・　使用する　・　使用しない　<8.2.12>

11. 型　枠
せき板の種類　※　12mm合板　・
せき板の塗料　※　無　・　有　<8.2.7>

12. コンクリートの打込み工法
※　流込み工法　・　圧入工法　<8.21.6><8.23.5>

13. 既存部分の撤去
既存仕上げの撤去範囲　※ 図示　・　<8.21.2>
既存躯体の撤去範囲　※ 図示　・

8-3 あと施工アンカー（耐震改修工事）

1. あと施工アンカー
※　接着系アンカー　〔引張耐力　(KN)，せん断耐力　(KN)〕
アンカーの種類　※カプセル型回転・打撃式　<8.2.4>
接着剤　・無機系
※ 有機系
・　金属系アンカー　〔引張耐力　(KN)，せん断耐力　(KN)〕
打込み方式　※ 本体打込み式改良型

2. あと施工アンカーの試験
性能確認試験　※ 行わない　・　行う　<8.2.4>
施工確認試験　※ 行う　・ 行わない　<8.12.7>

3. 埋込配管等の探査
範囲　※穿孔箇所すべて　・図示　<8.12.4>

8-4 耐震改修工事（鉄骨工事）

1. 鉄骨製作工場
※　指定性能評価機関の性能評価を受けて、国土交通大臣の認定を受けた下記のグレード以上の工場　<8.1.5>
・　Ｓ　・　Ｈ　・　Ｍ　・　Ｒ　・　Ｊ
・　本物件と同等規模構造の施工実績を有している工場で、監督職員の承諾する工場

2. 鋼材の種類　<8.2.8><表8.2.7>

材質	規格
・SS400　・SSC400　・STK400　・STKR400	JIS表示認証製品
・SN400B, C　・SN490B, C　・SM400　・SM490	
・	

3. 高力ボルト　<8.2.9>

ボルト種別	セットの種類
※トルシア形高力ボルト	※建築基準法に基づき認定を受けたもの
・ＪＩＳ形高力ボルト	※２種(F10T)　・
・溶融亜鉛メッキ高力ボルト	※１種(F8T相当)　・

4. 溶接部の試験
※超音波探傷試験　<8.15.12>

5. 錆び止め塗装
<7.3.2～3> による。　<8.17.4>

6. 耐火被覆　<8.18.2～8>

種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹き付け	・乾式吹付けロックウール		
	・半乾式吹付けロックウール		
	・湿式ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り			
・耐火塗料			

宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号
電話 022-211-326（　　班）
FAX 022-211-3190
宮城県土木部営繕課

設計年月日	調査	設計	工事名称	全葉	図面No
			図面名称　Scale		

特記仕様書 (3)

8-5 耐震改修工事（柱補強工事）

7. アンカーボルト (7.2.4)

種別	適用箇所
・A種	
※B種	
・C種	

8. 既存部分の撤去
- 既存仕上げの撤去範囲 ※図示 ・ <8.22.2>
- 既存躯体の撤去範囲 ※図示 ・

8-6 耐震改修工事（耐震スリット）

1. 工法
- ・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 <8.23.5>
- 溶接金網の継ぎ手 ※重ね継ぎ手
- コンクリート及び構造躯体用のモルタルの打設
- ・圧入工法 ・流し込み工法
- ・鋼板巻き工法 <8.23.6>
- ・帯板巻き付け工法 <8.23.6>

2. 既存部分の撤去
- 既存仕上げの撤去範囲 ※図示 ・ <8.23.2>
- 既存躯体の撤去範囲 ※図示 ・

8-7 耐震改修工事（連続繊維補強工事）

1. スリットの種類
- ・完全スリット ・部分スリット <8.25.1>

2. スリットの充填材
- 耐火材の使用 ・使用する ・使用しない <8.25.2>
- 適用箇所 ※図示
- 遮音材の使用 ・使用する ・使用しない
- 適用箇所 ※図示

1. 連続繊維シート
- ・下地処理 <8.2.13><8.24.6>
- ・ひび割れ部改修
- 範囲 ・図示による（ ）
- 種類 ・

連続繊維補強材の強度試験
- ・引張強度試験
- ※JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法）による
- ・
- 試験数量 ・図示による（ ）
- ・付着強度試験
- ※JIS A 6909（建築用仕上塗材）による
- ・
- 試験数量 ・図示による（ ）

8-8 土工事及び地業工事

1. 埋戻し及び盛土
- 埋戻し及び盛土 <8.28.3>
- ・A種 適用場所（ ）
- ・B種 適用場所（ ）
- ・C種 適用場所（ ） 土質（ ）
- 受渡場所（ ）
- ・D種 適用場所（ ）

2. 建設発生土の処理
- ・構外に搬出し適切に処理する。
- ・構外指示の場所に搬出する。
- 受入れ施設名・住所（km）
- ・構内指示の場所に敷きならす。
- ・構内指示の場所にたい積する。

3. 山留めの撤去
- 鋼矢板等の抜き後の処理 <8.28.3>
- ・ ※直ちに砂で充填する
- 山留めの存置
- ・行う （存置範囲 ※図示（・ ））
- ・

4. 砂利地業
- 材料 <8.2.15><8.28.4>
- ※再生クラッシャラン
- ・切込み砂利又は切込み砕石
- 厚さ及び適用範囲

厚さ	適用箇所
※60	・基礎スラブ下 ・基礎梁下 ・土間コンクリート下 ・土に接するスラブ下 ・
・	

5. 捨コンクリート地業
- 厚さ及び適用範囲 <8.2.15><8.28.4>

厚さ	適用箇所
※50	・基礎スラブ下 ・基礎梁下 ・土間コンクリート下 ・土に接するスラブ下
・	・

6. 床下防湿層
- 材料 (4.6.2)
- ・
- ※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上
- 施工範囲 (4.6.5)
- ・図示（ ）

9-1 環境配慮改修工事（石綿含有建材の処理工事）

1. 石綿含有建材の除去工事

施工調査 <9.1.1、3～5>

※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によって石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
- 調査範囲（・ ・図示 ）
- 貸与資料（ ）

・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	JIS A 1481 または JIS A 1481-2	JIS A1481-3または JIS A 1481-4
・	・ 箇所	・ 箇所
・	・ 箇所	・ 箇所
・	・ 箇所	・ 箇所

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・図示 ・

・石綿粉じん濃度測定 <9.1.1>
測定点 測定時期、場所及び

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定個所数
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定4		セキュリティ入口	・計 点
	測定5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/sec以下の位置
	測定6		処理作業室外・施工区画周辺・敷地境界	・計 点（各施工箇所ごと）
・	測定7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計 点
・	測定8	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	・計 点
・	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計 点

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4 ・測定5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定4 ・測定5	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

石綿含有建材の処理
- ・石綿含有吹付け材の除去
- 除去対象範囲 ・図示 ・
- 除去工法 ※9.1.3(2)(7)による
- 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
- ※湿潤化 ・固形化
- 除去した石綿含有吹付け材等の処分
- ・埋立処分（管理型最終処分場）
- ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
- ・石綿含有保温材等の除去
- 除去対象範囲 ・図示 ・
- 除去工法 ・破砕して除去 ・手ばらし
- 除去した石綿含有保温剤等の飛散防止
- ※湿潤化 ・固形化
- 除去した石綿含有保温材等の処分
- ・埋立処分（管理型最終処分場）
- ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
- ・石綿含有成形板の除去
- 除去対象範囲 ・図示
- 除去した石綿含有成形板の処分
- ・石綿含有せっこうボード
- ※埋立処分（管理型最終処分場）
- ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
- ・埋立処分（安定型最終処分場）
- ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ・図示

9-2 環境配慮改修工事（断熱化工事）

1. 断熱材

断熱材の打込み及び現場発泡工法 (19.9.2)(19.9.3)

種類	箇所	厚さ(mm)	備考
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・A種ビーズ法 ※A種押出法2種b	・25 ・	JIS A 9521の JIS表示認証製品
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材（A種）	・2種b ・3種b（スキン層あり）	下記以外 接地部分及び屋根防水部分ピット内部	※ 25 ・
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・ ・	・	・
・フェノールフォーム断熱材	・ ・	・	・ JIS A 9521の JIS表示認証製品
・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材	※A種1H ・	・	※ 30 ・ JIS A 9526による難燃性・2級 ※3級
・	・	・	・

※ 施工範囲は建築工事標準詳細図(図7-01-1)による。

上記以外に用いる断熱材

種類	箇所	厚さ(mm)	備考
JISA発泡プラスチック保温材	・A種ビーズ法 ※A種押出法 下記以外 2種b ※A種押出法 接地部分及び屋根防水部分 3種b ピット内部 （スキン層あり）	※ 25	JIS表示認証製品
・グラスウール保温材	※24K品	※ 100 ・	JIS表示認証製品

※ グラスウール使用部分の室内側防湿シート
※ 被覆品 ・防湿層ポリエチレンフィルム(t0.15)張り （重ね100）

10 パネル・押出成形セメント板工事（コンクリートブロック・ALC）

1. コンクリートブロック帳壁及び塀
- ブロックの種類 (9.3.2)(表8.3.1)
- ※ 空洞ブロック C(16)

11 舗装工事

1. 再生材 ※ 使用する ・使用しない (22.1.3)
2. 盛土材料 路床の盛土材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)
3. フィルター層及び凍上抑制層用材料
- フィルター層 ※ 砂 (22.2.2)(22.2.3)
- 凍上抑制層 ※ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利又は切込砕石
4. 路床安定処理
- 路床安定処理添加材料 (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1)
- ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種
- ・ フライアッシュセメントB種
- ・ 生石灰（・特号 ・1号） ・ 消石灰（・特号 ・1号）
5. 砂の粒度試験 ※ 行わない ・ 行う (22.2.3)
6. 路床土の支持力比（CBR）試験 ※ 行わない ・ 行う（※ 乱した土 ・ 乱さない土） (22.2.5)
7. 路床の締固め度の試験 ・ 行わない ※ 行う（箇所:埋戻し及び盛土部） (22.2.5)
8. 路盤材料
- ※ 再生クラッシャラン RC－40 (22.3.3)(表22.3.1)
- （透水性舗装の場合を除く）
- ・ クラッシャラン C－40
- ・ クラッシャランスラグ CS－40
9. 路盤の締固め度の試験 ※ 行う (22.3.5)
10. アスファルト舗装
- 加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.2)(22.4.4)(表22.4.4)

表層	※ 再生密粒度アスファルト混合物（13） ・ 密粒度アスファルト混合物（13） ・ 細粒度アスファルト混合物（13） ・	舗装の厚さは図示による
基層	※ 再生粗粒度アスファルト混合物（20） ・ 粗粒度アスファルト混合物（20） ・	

- 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする
- アスファルト混合物等の抽出試験 ※行わない ・行う (22.4.6)
11. コンクリート舗装
- 早強ポルトランドセメント ・ 使用する ※ 使用しない (22.5.3)
- 溶接金網 ※ あり ・ なし
12. カラー舗装 (22.6.2)

	種類	部位	厚さ(mm)
加熱系	※ アスファルト混合物	・車道部 ・歩道部	図示による
	・石油樹脂系混合物	・車道部 ・歩道部	
	・ニート工法	・車道部 ・歩道部	3～5
常温系	・塗布工法	・車道部 ・歩道部	1程度以下

- 着色骨材・自然石（ ） (22.6.3)
- 構成 ・図示
13. 透水性アスファルト舗装
- 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ※行わない ・行う (22.7.2)(22.7.6)
- 舗装の平たん性は著しい不陸がないものとする
14. ブロック系舗装
- ・ インターロッキングブロック舗装 (22.8.2)(22.8.4)(表22.8.1)
- ・ コンクリート平板舗装 ※ 砂目地
- ・ モルタル目地
- ・ 舗石舗装基層 ※ コンクリート版 ・ アスファルト混合物
15. 砂利敷き ※ A種（通路） ※ B種（建物周囲その他） ・ (22.9.2)
16. 区画線 ※ JIS K 5665 3種1号

12 ユニット及びその他の工事

1. フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工場所	工法	仕上り高(mm)	適用地震時水平力(Ks)	耐荷重性能(N)	表面仕上げ
	・清工法（置敷工法）		・ 1.0G ※ 0.6G	・ 3,000 ・ 5,000 ・	・帯電防止床タイル ・タイル
	・支柱一体型パネル工法（置敷工法）				
	・支柱分離型パネル工法（支柱調整式工法）				

ボーダー部 ※ 一般部分の仕様に準ずる ・ 図示による
床表面仕上げ材の品質は標準仕様書19章による。
配線取出し用切り欠きパネルは1枚／㎡以上とする。
空調用吹き出し（吸い込み）パネル ※ なし
・ 有り（※固定式 可変式）
施工箇所は図示

2. 可動間仕切（パーテーション）
- 構造形式による種類 スタッド式（内蔵） (20.2.3)
- 構成基材 ・アルミニウム合金系 ・スチール系
- パネル表面材 焼付塗装鋼板（標準色） t＝0.5以上
- 遮音性 36dB/500Hz以上
- 防火性能 不燃

3. 移動間仕切（スライディングドア） (20.2.4)
- パネルの操作方法による種類 規定しない
- パネル表面材の材質及び仕上げ 製造所仕様の化粧鋼板（標準色） t＝0.5以上
- パネル圧接装置の操作方法 ハンドル回転式又はプッシュ式
- 遮音性 36dB/500Hz以上
- 防火性能 不燃
- 取り付け用あと施工アンカー 材質、寸法等は図示又は製造所の仕様による

4. トイレブース (20.2.5)
- 表面材 メラミン樹脂系化粧板（標準色）
- 幅木 ステンレス製 H＝60
- フレーム アルミ製
- 扉 厚40中心吊りアール形アルミ製エッジ、帽子掛け戸当たり付き

5. 階段滑り止め（ノンスリップ） (20.2.6)
- 材種 ステンレス（SUS304）
- ビニールタイル入り（幅約35mm）
- 取り付け方法 ※ 接着工法 ・ 埋込み工法

6. 床目地棒 (20.2.7)
- ステンレス FB（SUS304） t5～6×H12
- （床仕上げが異なる場合に設ける。但し、建具部は建具表による。）

7. 鏡 耐湿鏡 t＝5 ステンレスフレーム付き (20.2.9)

8. 表示
- 衝突防止表示 HL仕上げ φ30程度 市販品 ステンレス製 (20.2.10)
- 誘導標識 市販品
- 室名札 アクリル板

9. 点検口

施工箇所	材種	寸法	形式
天井	※ アルミニウム製 ・	※ 450×450 ・ 600×600	※ 目地タイプ ・ 額縁タイプ
床	※ アルミニウム製 ・	・ 450×450 ※ 600×600	※ 一般形砂物用 ・ 一般形充填用

10. 視覚障害者用誘導ブロック
- 屋外 ※ コンクリート製 ・ 磁器質タイル
- （※ 100角 ・ 150角）

13 総揮発性有機化合物（TVOC）測定仕様書

1. 一般事項
- 試料採取および測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」（以下「厚労省の測定方法」という。）の新築住宅の例に準拠して行う。

2. 測定対象化学物質
- 測定対象化学物質は、下記4 1)、2)の区分に従い、表の①から⑭の14物質及びTVOC又は表の①から⑨の9物質及びTVOCとする。

3. 測定方法
- 1） クロマトグラム上で「n-ヘキサン」から「n-ヘキサデカン」までの部分に検出される物質のピーク値を「トルエン」に換算した値をTVOC濃度とする。
- 2） トルエン換算で 2.0μg/m3 未満のピークは測定の対象としない。
- 3） 上位10ピークについて物質を特定して濃度の測定を行う。

表 測定対象化学物質及び室内濃度指針値

化学物質名	室内濃度指針値	
①ホルムアルデヒド	100 μg/m3	0.08 ppm
②トルエン	260 μg/m3	0.07 ppm
③キシレン	200 μg/m3	0.05 ppm
④エチルベンゼン	3,800 μg/m3	0.88 ppm
⑤スチレン	220 μg/m3	0.05 ppm
⑥パラジクロロベンゼン	240 μg/m3	0.04 ppm
⑦テトラデカン	330 μg/m3	0.04 ppm
⑧アセトアルデヒド	48 μg/m3	0.03 ppm
⑨ノナナール	(暫定)41 μg/m3	0.007 ppm
⑩フタル酸ジ-n-ブチル	17 μg/m3	0.0015 ppm
⑪フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 μg/m3	0.0063 ppm
⑫クロルピリホス	1 μg/m3	0.00007 ppm
⑬ダイアジノン	0.29 μg/m3	0.00002 ppm
⑭フェノブカルブ	33 μg/m3	0.0038 ppm
⑮総揮発性有機化合物(TVOC)	400 μg/m3 （暫定目標値）	

4. 測定する室
- 1） 14物質及びTVOC濃度を測定する室等
- ・ 室名：
- 2） 9物質及びTVOC濃度を測定する室
- ・ 室名：
- ・ 屋外(周囲の建物から離れた場所1か所)

5. 測定結果等報告書の提出
- 次の事項を記載した報告書を2部提出する。
- 1） 測定結果（アセトアルデヒドについては、試料採取時の気温が20℃に満たない場合には、「厚労省の測定方法」に定める計算式で20℃、湿度50%に、ホルムアルデヒドについては25℃、湿度50%に補正した濃度を報告すること。）
- 2） 試料採取時の状況（気温・湿度(屋外、室内)、天候、風の状況、日射進入状況、採取年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成から試料採取までの日数）
- 3） 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器
- 4） TVOC濃度の算出に使用したクロマトグラムの写し

6. その他
- 表の化学物質①から⑤のうち、いずれかの物質の濃度が室内濃度指針値を超える場合は、工事目的物の引渡しを受けない。
- TVOCの測定の結果、暫定目標値を超える場合は、発生原因の究明及び汚染物質の発生を低減するための対策について、協議を行うこと。

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
電話 022-211-326 （ 班）
FAX 022-211-3190
宮城県土木部営繕課

設計年月日	調査	設計	工事名称	全業	図面No
			図面名称 Scale		

特記仕様書 (4)